vinetur

# フランス、2027年と2028年は農家の社会保険料を当年所得に基づいて算定可能に

## 対象となるMSA加入者は、2026年10月1日から2027年3月31日まで個人アカウントを通じて試験制度を選択できる

2026年11月12日（木）



フランスの農業社会保障制度であるMSAの適用を受ける農家は、2027年と2028年に、社会保険料を前年所得や直近3年間の平均所得だけでなく、保険料を納める年に得た所得に基づいて算定する試験的な方式を選べるようになる。この変更は、保険料の支払いを足元の経営状況に近づけ、場合によっては資金繰りの負担を軽減することを目的としている。

この新たな選択肢は、フランスの2026年社会保障財政法によって創設され、9月24日公布の施行令を経て運用が始まった。11月11日水曜日にRéussirが掲載したインタビューで、Cogedisの農業税務・社会保障担当責任者Gaëlle Le Peltierは、農家は2026年10月1日から2027年3月31日まで、個人のMSAアカウントを通じてこの方式を選択できると述べた。

これまで自営業の農家が保険料算定基礎として選べるのは、N-1と呼ばれる前年所得か、N-1、N-2、N-3を対象とする3年間の平均所得のいずれかだった。今回の試験的な選択肢では、N、すなわち当年所得が加わる。この方式では、保険料の納付対象となる同じ年の見込み所得に基づき、保険料を暫定的に納める。

この選択肢は、現在、前年所得方式と3年平均方式のどちらを利用しているかを問わず、実際の所得に基づいて保険料を算定されているMSA加入者が対象となる。ただし、定額方式が適用されている新規就農者などは対象外となる。

選択する際、農業経営者は2027年の見込み所得を申告しなければならない。Réussirの報道によると、その見込み額は最低保険料に結び付く所得水準を下回ってはならず、年金社会保障上限額を超えることもできないため、8,300ユーロから48,900ユーロの範囲となる。この見込み額に基づき、月払いまたは分割払いの保険料が暫定的に請求される。最終的な精算は、農家が2028年5月に2027年分の所得申告を行った後、2028年夏に実施される。

Le Peltierは、農家は市場の状況や今後数カ月の収益見通しをより明確に把握できるため、選択の判断を2027年2月まで待つメリットがあるかもしれないと述べた。後に見込みと最終結果に大きな差が出ても、その差を理由とする罰金や加算金は発生しないと、報道は伝えている。

選択は年ごとに行う。自動更新はされないが、一度選ぶとその年については変更できない。翌年には、試験導入前の方式に戻すか、当年所得方式を再び選ぶことができる。現行規則では、この試験制度の対象は2027年分と2028年分の保険料に限られる。

この措置を支持する人々は、主に資金繰りを支える手段として位置付けている。現在の所得が落ち込んだ農場が、過去の好業績を基にした保険料を払い続けずに済むという考え方だ。年ごとに経営成績が大きく変動する業種では、とりわけ重要となる可能性がある。飲料業界では、ワイン生産者にとって特に関連性が高いとみられる。社会保険料が当年の収穫期の所得により即して算定されれば、豊作年の後に生産量や販売が落ち込んだ際の資金繰りの圧迫を和らげられる可能性がある。

ただし、すべてのケースで同じ効果が得られるわけではない。Réussirによると、この制度の効果が最も直接的に表れるのは、見込み所得が年金社会保障上限額以下の場合だ。暫定請求額が、最終的な納付額をおおむね反映するためである。所得が上限額を超える場合は、2028年夏以降に不足分を精算する必要がある。

Le Peltierによると、この選択肢は、上半期に決算を締め、2025～2026年に堅調な業績を上げた一方で、2027年には所得減少を見込む農場にとって、特に魅力的となる可能性がある。この場合、当年所得方式なら、過去の好業績が保険料算定基礎に残り続けるのを防げる。年末の四半期に決算を締める農場は、2027年3月31日の期限までに年間業績の見通しを立てにくいため、選択の判断が難しくなる可能性がある。

この新たな仕組みは、前払い保険料の額を調整できるフランスの既存制度とは異なる。既存制度では、年間所得の見込みを申告して分割払いの額を調整できるため、所得が大きく変動した場合に年末の多額の精算を避けることができる。ただし、保険料の算定基準そのものは変わらない。新たなN年方式では、これが変わる。

この措置には税務上の影響もある。ミクロBA制度の対象となる農場については、Le Peltierによる

と税務上の影響はない。実額所得に課税される農場では、社会保険料が減れば、課税所得は機械的に増える。インタビューによると、多くの農家では所得税率が社会保険料率より低いため、それでも可処分所得が増える可能性がある。一方、課税所得の増加によって、世帯によっては家族手当などの社会的支援の判定に用いられる基準を超えるおそれがある。そのため、助言者らは決定前に試算を行うよう農家に促している。

フランスの予備的貯蓄控除（DEP）についても、同様の注意が必要だ。Réussirによると、現在、前年所得方式を利用している農家が2027年に当年所得方式へ切り替えた場合、2026年所得に対する社会保険料は納めない。そのため、課税所得に戻し入れたDEPの金額が、その年の社会保険料算定基礎に自動的に反映されることもない。

同誌が紹介した試算は、この選択肢が保険料負担のタイミングをどう変えるかを示している。ある農場の所得が2025～2026年に70,000ユーロで、2026～2027年には40,000ユーロに減った例では、前年所得方式なら2027年も高い方の所得額に基づく支払いが続く。一方、試験的な当年所得方式なら、2027年の保険料算定基礎を、減少後の40,000ユーロにより早く合わせることができる。